

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）  
第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、次のとおり公  
聴会を開催します。

令和三年六月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 日時 令和三年七月二十七日 午後一時三十分

二 場所 吉野郡上北山村大字河合三三〇番地 上北山村役場

三 公聴会において聴こうとする案件

白川又鳥獣保護区特別保護地区の指定について